



区画整理だより

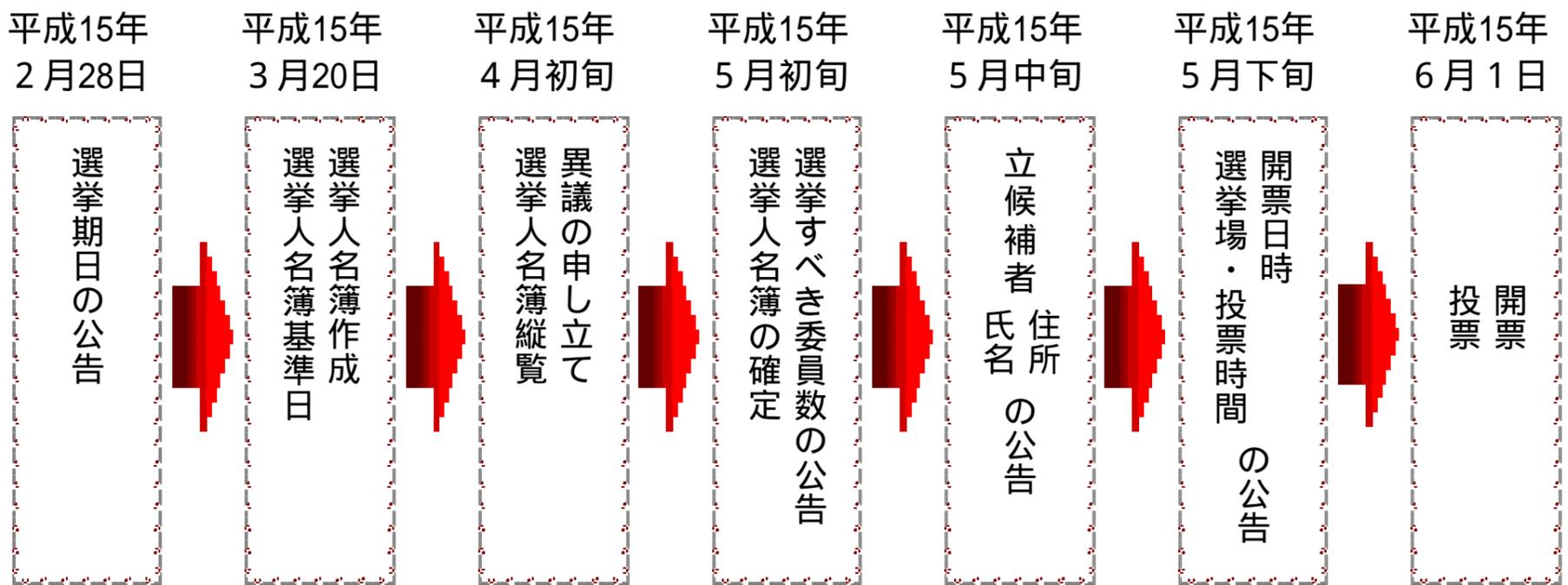
向洋駅周辺
まちづくり事務所発行
ご意見・ご質問を
お寄せください
電話 286-3123

第13号 平成15年3月

平成15年6月1日（日曜日）に 土地区画整理審議会委員の選挙を行います。

平成15年2月28日付けで、広島圏都市計画事業向洋駅周辺土地区画整理事業の土地区画整理審議会の委員の選挙期日を平成15年6月1日とする旨の公告をしました。

選挙までの流れ



土地区画整理審議会は

町が土地区画整理事業を施行するにあたって、意見を聴いたり同意を求めたりする重要な機関です。

審議会委員は選挙で選ばれた施行区域内の宅地の所有者及び借地権者の代表（計8人）と、学識経験者2人の合計10人で組織されます。

審議会委員の選挙権、被選挙権については、裏面の選挙権、被選挙権チェック表を参考にしてください。

借地権の申告をしてください。

区域内の宅地について借地権をお持ちの方は、土地区画整理審議会委員の選挙権・被選挙権があります。

しかし、区域内の宅地について借地権をお持ちの方のうち、選挙権、被選挙権を行使することができるのは、借地権を有する者として選挙人名簿に記載されている方のみとなります。

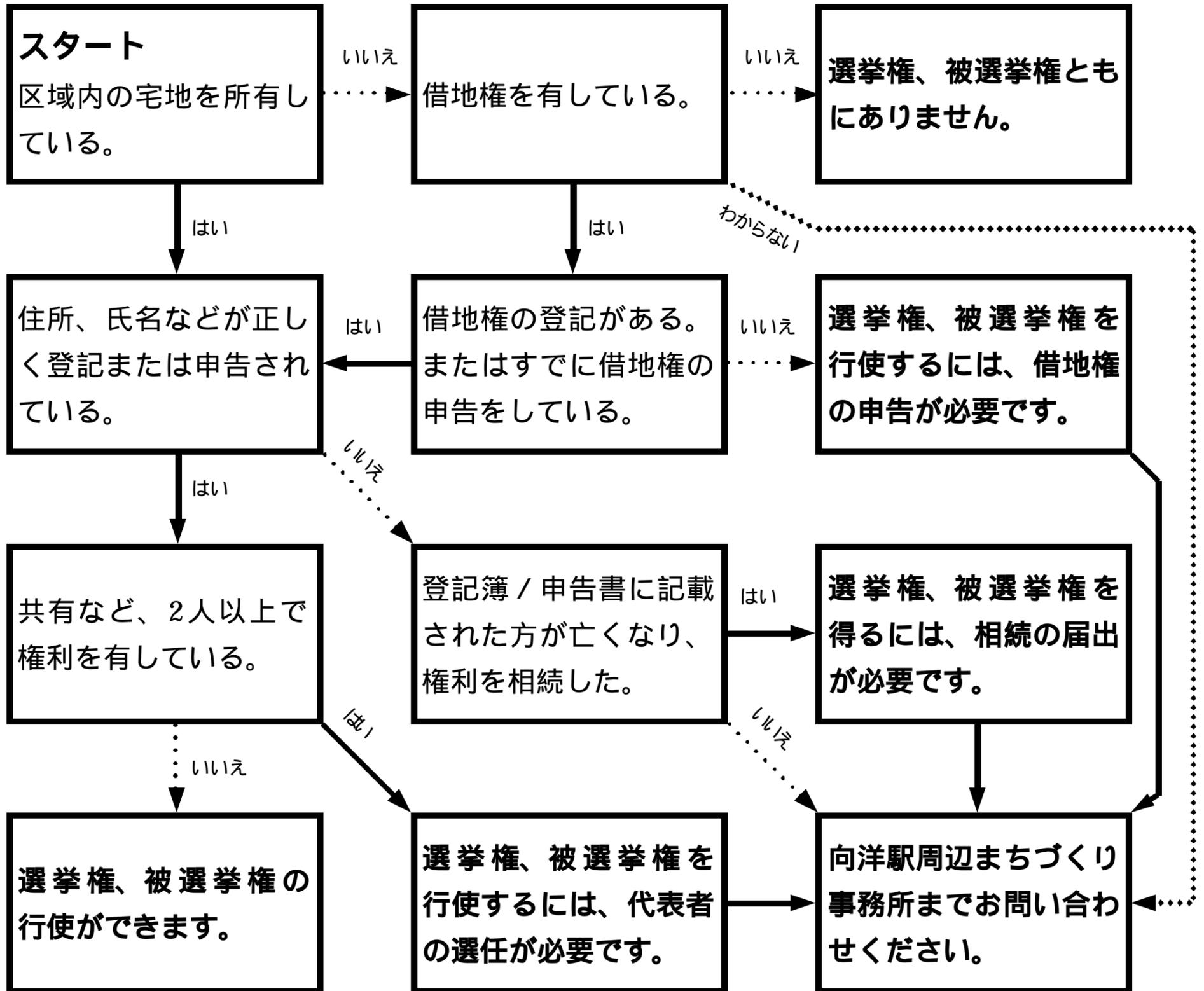
未登記の借地権をお持ちの方で、今回の土地区画整理審議会委員の選挙において選挙権、被選挙権を行使しようとお考えの方は、**選挙人名簿基準日（平成15年3月20日）までに借地権の申告をしてください。**

なお、選挙人名簿基準日から選挙すべき委員の数の公告の日までの間は、借地権の申告は受理できません

選挙権、被選挙権チェック表

土地区画整理審議会の委員のうち8名は区域内の宅地の所有者と借地権者の中から選挙で選ばれます。しかし、土地登記簿に記載されていない場合や、どなたかと共同で権利をお持ちの場合など、選挙権、被選挙権が行使できないことがあります。

皆様の声を事業に反映させるためにも、選挙権、被選挙権の行使ができるよう、必要な申告、届出、通知をお願いします。



区域内の宅地の所有権、借地権を有していても、未成年者、成年被後見人又は被保佐人、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方については、土地区画整理審議会委員の被選挙権はありません。

測量へのご協力をお願いします。

現在、測量未実施地区について、現況・一筆地測量を行っております。

皆様のご協力をお願いします。

お気軽にお問い合わせください。

向洋駅周辺まちづくり事務所

電話 (082) 286-3123